



# ～確定申告を忘れたら!?～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



所得税の確定申告の期限は、例年2月16日から3月15日まで。気づけば「あっ!確定申告の期限が過ぎていた!」そんなことにはなってませんか?確定申告を忘れた場合には、次の3種類のペナルティが課税されます。自分で気がつき「期限後申告」として申告すればこれらのペナルティを軽減可能です。それぞれで税率や課税の条件が異なり、期限後申告が遅れれば遅れるほど課税額が多くなります。

## 1. 無申告加算税

確定申告を忘れた場合は「無申告加算税」が課されます。「法定期限までに申告がなかった」という点に課せられるペナルティです。無申告加算税は納める税額に対して、50万円までは15%、50万円を超える部分は20%で課されます。税務署からの指摘を受ける前に自主的に期限後申告を行なえば、課税割合を5%に軽減されます。

## 2. 延滞税

確定申告を忘れた場合は「延滞税」も課されます。これは「確定申告の法定期限日から延滞率に基づいて日割りで課税額が増える」性質の課税です。

### (延滞税の税率)

- 法定期限から2か月を経過するまで:2.6%
- 法定期限から2か月目以降:8.9%

確定申告が2か月以上遅れると延滞税の課税額が大きくなります。

## 3. 重加算税

「納税が必要だとは理解しながらも故意に申告しなかった、仮装や隠ぺいで過少に申告した」場合には、重加算税が課せられます。確定申告をしていない状態で重加算税が発生した場合、納めるべき税額の40%が課税額となります。無申告加算税や延滞税と比較して課税割合が大きいため、必ず回避しなければいけません。確定申告を忘れたことを知った段階ですぐに対応すれば、重加算税の課税は問題なく避けることが可能です。

### ◆確定申告を忘れたときすぐにすること

- まずは本当に確定申告が必要か否か納税額を確認する
- とにかくすぐに申告書を提出する
- 税務署に相談する・税理士に相談する

早ければ早いほど「無申告加算税」や「延滞税」などのペナルティも軽減され、問題が大きくなることを防ぐことができます。

### ●還付申告の場合なら5年間は大丈夫

納めすぎた税金の返還を求める還付申告であれば、5年間は申告を忘れていても問題ありません。

還付申告の期限は確定申告と異なり、翌年の1月1日から5年間の申告が可能です。

例えばふるさと納税や、住宅ローン控除の還付申告などがあります。

- ふるさと納税の期限後の還付申告
- 医療費控除の期限後の還付申告
- 住宅ローン控除の期限後の還付申告
- 生命保険料控除の期限後の還付申告

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp